

平成30年度 幼保連携型認定こども園

設置運営事業者の募集条件の概要（案）

1 募集する場所

- (1) 小規模保育事業A型及び保育所（平成31年7月1日から平成34年3月31日まで）
 - ア 地番 芦屋市翠ヶ丘町19番
 - イ 登記面積 670.52㎡
 - ウ 建築面積 346.29㎡
 - エ 延床面積 339.91㎡
 - オ 構造 軽量鉄骨造（平家建）
- (2) 幼保連携型認定こども園（平成34年4月1日から）
 - ア 地番 芦屋市朝日ヶ丘町499番1, 499番2, 500番の一部
 - イ 敷地面積 約3,000㎡

2 開園年月日

- (1) 小規模保育事業A型 平成31年7月1日
- (2) 保育所 平成32年4月1日
- (3) 幼保連携型認定こども園 平成34年4月1日

3 土地・建物等の条件

- (1) 土地について
 - ア 小規模保育事業A型及び保育所
小規模保育事業A型の開園準備に必要な期間及び平成34年3月31日までの期間は無償貸付とする。
 - イ 幼保連携型認定こども園
幼保連携型認定こども園の開園準備に必要な期間及び開園後10年間は無償貸付とし、その後の貸付方法は別途協議とする。
- (2) 建物について
 - ア 小規模保育事業A型及び保育所
 - (ア) 施設整備について
市立岩園保育所大規模改修工事に伴い芦屋市が整備した仮園舎を利用するものとする。
 - (イ) 賃貸料について
翠ヶ丘町の仮園舎利用期間中は月額95,000円とする。
 - イ 幼保連携型認定こども園
 - (ア) 施設整備について
事業者が新設すること。また、既存建物等は事業者で解体撤去すること。な

お、新設にあたっては、樹木等現市立朝日ヶ丘幼稚園の附属物等をできるだけ残すよう配慮すること。

(イ) 駐車場の整備について

1 (2)の敷地内に事業者が新設すること（造成を含む）。なお、駐車場台数は障がい者等用を含め19台程度を確保すること。また、既存の石積み擁壁を解体する場合は、新たな石積み擁壁への復旧を行うこと。

4 応募資格

保育所、幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園を3年以上運営しており、かつ、近畿二府四県のいずれかにおいて第3次審査（実地調査）希望施設を運営している社会福祉法人

5 利用定員に関すること

- (1) 小規模保育事業A型は19人、保育所は60人を上限、幼保連携型認定こども園は150人から200人まで（ただし、2号及び3号認定子どもの利用定員は90人から120人まで）とする。
- (2) 利用定員については、それぞれ持ち上がりが可能となるように設定すること。

6 補助金について

- (1) 既存建物等の解体撤去費及び駐車場の整備に要する経費について（市単独補助）
芦屋市朝日ヶ丘町499番1、499番2、500番の一部における既存建物等の解体撤去費については、70,000,000円を、駐車場の整備費については、210,000,000円をそれぞれ上限として補助する予定（ただし、幼保連携型認定こども園を運営しなくなったときは、事業者の費用をもって当該施設（駐車場を含む）を更地にし、芦屋市に返還すること。ただし、市が当該施設の無償譲渡を求めた時は応じること。）
- (2) 送迎時の交通警備員の配置について（市単独補助）

翠ヶ丘町の仮園舎での運営期間中は、補助対象金額として月額300,000円を上限に、その2分の1の範囲内で、実事業費に対して補助する予定

※ 補助金については、該当年度における芦屋市の予算成立を条件とする。

7 その他の条件について

平成29年度に実施した公募条件等を踏まえ、現在最終調整中